

平成 23 年 11 月 17 日
厚生労働省

社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の見直しについて

社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査については、平成 21 年度以降、調査系統の見直し等に伴い、施設・事業所の許認可権限を有する都道府県・政令指定都市・中核市（以下、「行政」という。）が実査に直接的に関わらなくなったことなどの影響を受け、悉皆調査でありながら、回収率が 100%を割り込む結果となった。

平成 20 年度以前の国が実施していた回収率は、概ね 100%近い回収率を達成していた。平成 21～23 年調査を官民競争入札で実施するにあたり、調査対象規模、郵送調査等の事情を考慮し、「確保すべき質」の「上回らなければならない回収率」を 80%とし、「目標とする水準」を 100%としたものである。なお、回収率の設定については、同規模（20 万客体）の過去の実績値として参考になるものは存在せず、国が実施していた状況の一部郵送部分の回収率が 76%であったため、民間の創意工夫などにより回収率 80%以上、目標 100%を目指すべく取り組んできたところである。

結果、21、22 年度の調査結果については、民間の創意・工夫などにより 90%前後の回収率となったが、回収率の低下に伴い、施設数の増減がわからなくなるなどの年次比較ができないという現象が起こった。そのため、施設別の回収率を表章するなどの工夫を行うことにより、おおよその年次比較を行うことを可能としたところであるが、常に回収率の影響を考慮しつつ調査結果を取り扱う必要があり、活用にあたっての利便性が低下した面があった。

両調査の利用例を見てみると、主なものは政策検討、制度設計・運用（法案作成）等の基礎資料のように数の把握が必要なものと、構成割合や一人当たりの数値などの分布、傾向の把握を主眼にしている。

数の把握が必要なものについては、従来、調査客体を把握するとともに調査票を郵送するための法人名や住所などの名簿について、行政から情報提供を受けており、この名簿を活用することにより、施設・事業所の数や定員等の全数を把握することにより解消することとし、分布、傾向の把握を主眼にしたものは、市場化テストにおいて上回らなければならない回収率の実績を考慮し適正に見直すことにより、従来の市場化テストの枠組の中で、民間事業者による実査を継続する。

なお、その際の「上回らなければならない回収率」の設定については、活用にあたっての利便性が低下したことを考慮し、より高い回収率を目指しつつ、民間が主体的になることや平成 21、22 年度の実績等を踏まえ、90%前後に設定し、これ以上の回収率の低下を招かないこととする。加えて、調査方法について、実施要項（案）において従来の郵送調査に限らずオンラインによる調査等の幅広い提案をもとめ、民間事業者の創意工夫を活かすことで、回収率の向上を図ることとする。

また、両調査の平成 22 年度の実施状況について官民競争入札等監理委員会に報告を行った際、「本統計調査の質、調査結果の利便性を確保する観点から、上回らなければならない回収率の適切な見直し、

調査方法等の見直しを検討することが必要である。」との指摘を受けており、今回の調査の見直し及び上回らなければならない回収率の引き上げは、これを踏まえたものとなっている。

以上から、調査の見直しの要点は、

- ✓ 行政が把握している情報については、これを活用する
- ✓ 市場化テストの対象となる施設・事業所への調査については、行政情報と重複する調査項目を削除し、記入者負担の軽減を図る
- ✓ 市場化テストの上回らなければならない回収率については、実績を考慮し適切に見直しを行う
であり、実施要項（案）等に適切に反映していくこととする。

社会福祉施設等調査の概要

調査の概要：全国の社会福祉施設等の数、在所要者数、従事者数の状況等を把握するため、毎年行っている調査。3年に1回は施設の状況を詳細に把握する精密調査を、中間の2年は基礎的事項のみ把握する簡易調査を実施。

調査の期日：毎年10月1日

調査の事項：

法人名

施設・事業所の名称

施設・事業所の所在地、郵便番号、電話番号

施設の活動状況

施設の設置主体

施設・事業所の経営主体

施設・事業所の定員

施設の在所要者数（年齢階級別在所要者数）

施設・事業所の職種別従事者数（常勤・非常勤）

事業所における事業の状況（活動状況）

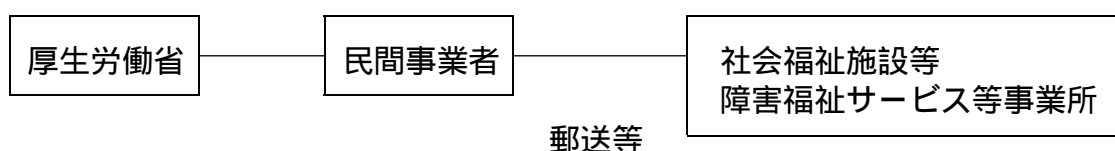
事業所におけるサービスの提供状況（営業日数、9月中の利用実人員・利用延人数等）

調査対象：全国の社会福祉施設等、障害者自立支援法による障害福祉サービス等事業所

調査対象数：社会福祉施設等 約 53,500 施設（平成 24 年見込み数）

障害福祉サービス等事業所 約 40,600 事業所（平成 24 年見込み数）

調査方法及び系統：



調査方法及び系統について

調査票の配付・回収は、平成 20 年調査までは、社会福祉施設等については都道府県・指定都市・中核市が実施し、障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所については厚生労働省から郵送で実施していたが、21 年調査よりすべての調査票を厚生労働省が委託した民間事業者からの郵送とした。

介護サービス施設・事業所調査の概要

調査の概要：全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握するため、毎年行っている調査。

調査の期日：毎年10月1日

調査の事項：

法人名

施設・事業所の名称

施設・事業所の所在地、郵便番号、電話番号

施設の定員

施設の開設主体・経営主体

施設の居室の状況

施設の居住費の状況

施設サービスの状況

施設の食費の状況

施設の職種別従事者数（常勤・非常勤）

事業所における事業の状況（活動状況）

事業所の経営主体

事業所の区分・形態

事業所におけるサービスの提供状況（定員、9月中の利用実人員、利用延人員）

事業所におけるサービスの提供体制

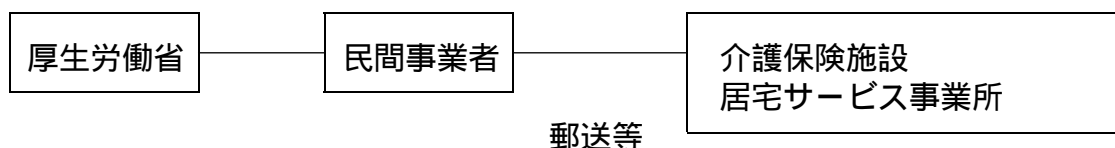
事業所の職種別従事者数

調査対象：全国の介護保険施設、介護保険法による居宅サービス事業所

調査対象数：介護保険施設 約 13,000 施設（平成 24 年見込み数）

居宅サービス事業所 約 114,700 事業所（平成 24 年見込み数）

調査方法及び系統：



調査方法及び系統について

調査票の配付・回収について、平成 20 年調査までは都道府県・指定都市・中核市が実施していた（居宅サービス事業所等の一部については、厚生労働省から郵送）が、平成 21 年調査から厚生労働省が委託した民間事業者からの郵送とした。

社会福祉施設調査及び介護サービス施設・事業所調査における調査票の回収率実績

(単位：%)

調査票	国の実績	民間事業者の実績		上回らなければならない回収率
	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
社会福祉施設等調査				
保護施設・老人福祉施設・身体障害者社会参加支援施設等調査票	99.4	88.6	89.5	80.0
障害者支援施設等調査票	97.9	92.4	89.9	80.0
児童福祉施設等調査票	97.4	94.0	93.7	80.0
保育所調査票	99.9	96.8	93.7	80.0
障害福祉サービス等事業所票	82.1	87.9	82.6	76.0
都道府県等経由	99.6			
直接郵送	78.3	(86.7)	(81.0)	
介護サービス施設・事業所調査				
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票	98.8	95.6	91.3	80.0
介護老人保健施設票	98.5	95.7	91.5	80.0
介護療養型医療施設票	98.0	93.2	89.4	80.0
訪問看護ステーション票	96.3	94.2	89.8	80.0
居宅サービス事業所（福祉関係）票	86.0	89.2	84.1	74.8
都道府県等経由	97.0			
直接郵送	75.6	(84.9)	(80.6)	
地域密着型サービス事業所票	96.6	94.0	89.0	80.0
都道府県等経由	97.3			
直接郵送	84.1	(91.0)	(88.0)	
居宅サービス事業所（医療関係）票	92.6	94.3	90.4	80.0
介護保険施設利用者票	96.9		90.9	80.0
訪問看護ステーション利用者票				80.0

注：1）回収率に関して目標とする水準は100%。

2）括弧内の数値は平成20年度までの直接郵送分に相当する回収率である。

利便性の低下について

平成 21、22 年度の調査結果については、民間の創意・工夫などにより 90%前後の回収率となったが、回収率の低下に伴い、施設数の増減がわからなくなることの年次比較ができないという現象が起こった

例として、平成 21 年度の社会福祉施設等調査の公表においては、施設数を以下のとおり掲載した。

社会福祉施設等調査

施設の種類別に見た施設数

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
保護施設	297	298	298	302	300	299
老人福祉施設	13,802	13,882	10,116	9,446	9,236	8,421
障害者支援施設等	・	・	・	2,233	2,898	3,334
身体障害者更生援護施設	1,397	1,466	1,508	1,188	972	715
知的障害者援護施設	4,321	4,525	4,682	3,873	3,315	2,567
精神障害者社会復帰施設	1,530	1,687	1,697	935	782	635
身体障害者社会参加支援施設	866	828	844	377	374	351
婦人保護施設	50	50	49	49	48	49
児童福祉施設	33,406	33,545	33,464	33,524	33,431	32,353
母子福祉施設	84	80	73	72	69	67
その他の社会福祉施設等	8,672	8,848	9,239	9,805	10,353	8,717
合計	64,425	65,209	61,970	61,804	61,778	57,502

参考

H21 客体数
302
9,459
3,673
769
2,738
673
368
49
33,739
67
10,451
62,288

従来、ほぼ 100%の回収率を確保していたため、調査対象施設・事業所数、集計施設・事業所数のみを示していた。

平成 21 年度は、回収率の影響を受けるため、回収施設・事業所数を追加して示すこととした。

平成 20 年まで	調査対象施設・事業所数		集計施設・事業所数	
	調査対象施設・事業所数	回収施設・事業所数	集計施設・事業所数	集計施設・事業所数
保護施設 老人福祉施設				
平成 21 年	調査対象施設・事業所数	回収施設・事業所数	集計施設・事業所数	集計施設・事業所数
保護施設 老人福祉施設				

職員の利用においては、数値の出典を示すことがもめられることから、加工などは行わず、調査結果の数値をそのまま、注釈を付して利用している状況。一般国民の利用状況は把握していないが、全数が必要な場合は、調査結果を回収率で割り戻すなどの加工（推計）を行った上で利用する場合は、想定される。

調査の見直し（実施要項（案）の見直し）及びその効果について

両調査の利用例を見てみると、主なものは政策検討、制度設計・運用（法案作成）等の基礎資料のように数の把握が必要なものと、構成割合や一人当たりの数値などの分布、傾向の把握を主眼にしている。

数の把握が必要なものについては、従来、調査客体を把握するとともに調査票を郵送するための法人名や住所などの名簿について、行政から情報提供を受けており、この名簿を活用することにより、施設・事業所の数や定員等の全数を把握することにより解消することとし、分布、傾向の把握を主眼にしたものは、市場化テストにおいて上回らなければならない回収率の実績を考慮し適正に見直すことにより、従来の市場化テストの枠組の中で、民間事業者による実査を継続する。

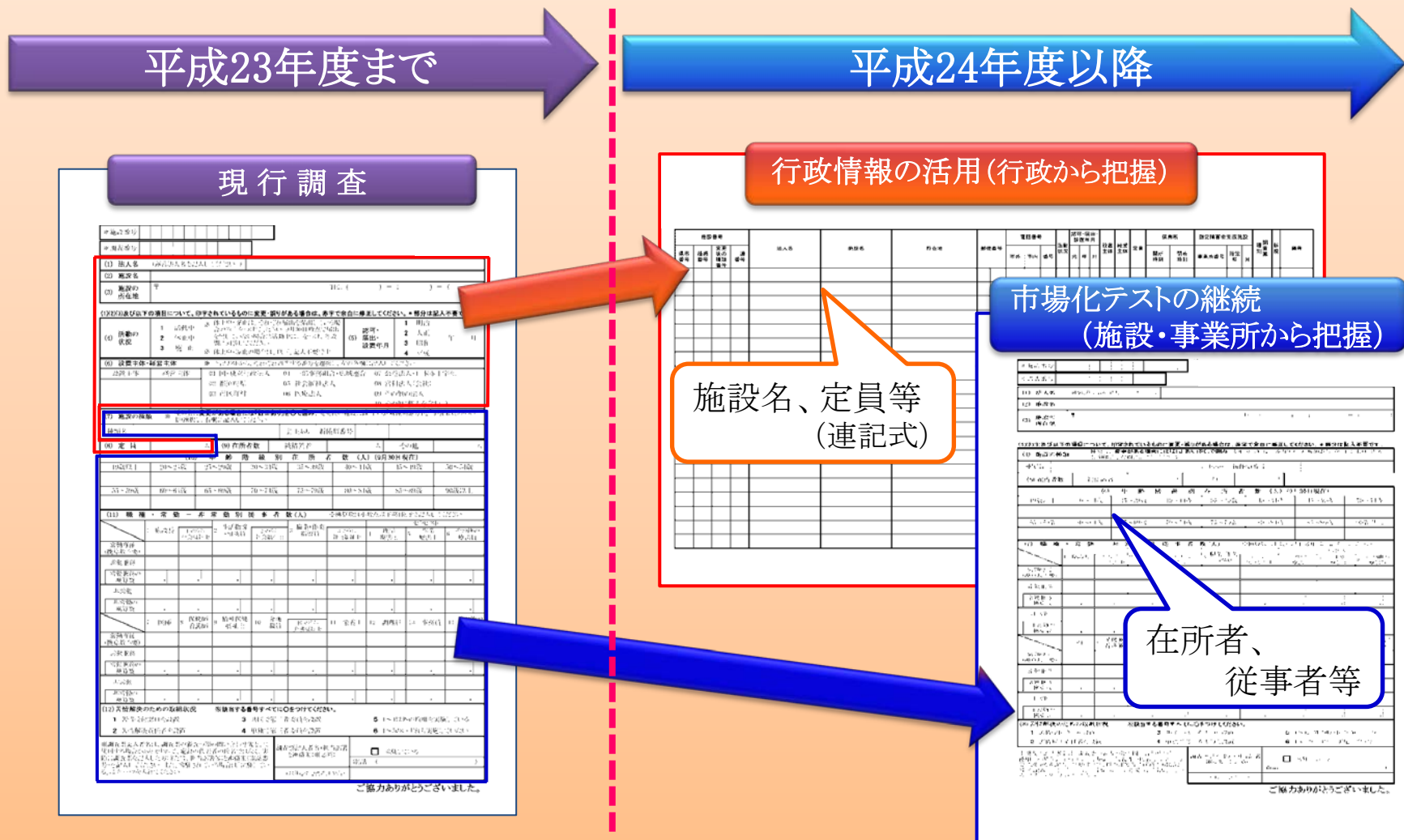
なお、その際の「上回らなければならない回収率」の設定については、活用にあたっての利便性が低下したことを考慮し、より高い回収率を目指しつつ、民間が主体的になること、郵送調査であること、平成 21、22 年度の実績等を踏まえ、90%前後に設定することとし、これ以上の回収率の低下を招かないこととする。

これにより、数の把握が必要なものは、実数の把握が可能になり年次比較が可能となる。

また、構成割合や一人当たりの数値などの分布、傾向の把握を主眼にしているものは、平成 24 年度以降の回収率が概ね 90%前後で維持されることとなり、分布、傾向の把握の基礎資料としては、有意と考えている。よって、今後も、従来同様に構成割合や一人当たりの数値として提供していく。

平成24年度以降の調査イメージ

行政情報の活用により把握できる項目は、施設数、定員等であるため、この項目を都道府県等から把握し、その他の項目は従来通りとする。



平成24年度以降の上回らなければならない回収率

調査票種別	上回らなければならない回収率		参考 (平成22年度実績)
	現行	平成24年度以降	
・ 社会福祉施設等調査			
保護施設・老人福祉施設・身体障害者社会参加支援施設等調査票	80.0%	89%	89.5%
障害者支援施設等調査票		89%	89.9%
児童福祉施設等調査票		93%	93.7%
保育所調査票		93%	93.7%
障害福祉サービス等事業所票		76.0%	82%
・ 介護サービス施設・事業所調査			
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票	80.0%	91%	91.3%
介護老人保健施設票		91%	91.5%
介護療養型医療施設票		89%	89.4%
訪問看護ステーション票		89%	89.8%
居宅サービス事業所(福祉関係)票	74.8%	84%	84.1%
地域密着型サービス事業所票	80.0%	89%	89.0%
居宅サービス事業所(医療関係)票		90%	90.4%
介護保険施設利用者票		90%	90.9%
訪問看護ステーション利用者票		90%	

※ 平成24年度以降の上回らなければならない回収率は、平成22年度の回収率実績の小数点以下を切り捨てた値